I. 懇談会の目的

■ 水災リスクに応じた火災保険水災料率の細分化について、損害保険会社等に対しより適切な検討を促すため、保険の購入可能性と保険料負担の公平性のバランスなど、料率体系のあり方や留意点等について有識者の意見を取りまとめるもの

Ⅱ. 火災保険の現状

- 近年、自然災害の多発・激甚化等により、火災保険 料率の引上げが継続
- その主な要因の一つは台風、豪雨災害の多発・激甚 化による水災リスクの上昇
- こうした中、個人向け火災保険の水災料率には、保 険契約者ごとの水災リスクの違いが反映されていな い実態

(参考) 火災保険の保険金支払い状況



Ⅲ、水災料率の課題と保険会社等の対応

- 現在の水災料率体系では、水災リスクが比較的低い地域に居住 する保険契約者の納得感が得られにくい状況
- 洪水八ザードマップ上の浸水深が浅い地域の顧客が、火災保険から水災補償を外す傾向が認められており、万一の大規模水災の発生時に予期せぬ補償不足も懸念される
- このため、損害保険会社等においては、保険料負担の公平性の 向上の観点から、居住地域ごとのリスクを反映した水災料率の 細分化を行うことを検討

(参考) 火災保険の水災補償に係る浸水深区分別の付帯率 (東京都の例)



火災保険水災料率に関する有識者懇談会 報告書 概要②(意見取りまとめ結果)

IV. 水災料率細分化の方向性・留意点

れやすいと考えられる

されるなどの意義が認められ、社会にとって望ましい方向性。 ・保険料の多寡により顧客がリスクの大小を認識することで高リスク契約者のリスク認識を向上させる効果(リスクアナウンス

■ 火災保険における水災料率細分化の導入には、次のとおり社会全体として水災に対する経済的な備えを高めていく効果が期待

- ・保険料の多身により顧各かリスクの大小を認識することで高リスク契約者のリスク認識を向上させる効果(リスクアナリンス メント効果)
- ・保険料負担の公平性の向上により、低リスク契約者の水災補償離れを抑制するなどの効果
- 細分化を進めるにあたっての留意点は下記のとおり。

細分化に用いる基礎データ

- 細分化を行う上での基礎データとして、例えば、外水氾濫の評価に「洪水浸水想定区域図(洪水八ザードマップ)」を用いることは、情報の網羅性・客観性があり、消費者の理解も得ら
- 国土交通省において、浸水頻度ごとの浸水範囲を示す水害リスクマップ(※)の作成を進めるなど、水災リスク情報の充実を図っている。今後の水災料率の見直しの際には、こうしたリスク情報の変化を的確に反映することが期待される
- ※外水氾濫を対象とした水害リスクマップのほかに、内水氾濫も考慮した水害リスクマップの作成を進めている

細分化における地域区分

- 細分化における地域区分については、なるべく「洪水浸水想定区域図(洪水八ザードマップ)」のリスク評価に応じた区分とした方が、消費者の納得感は得られやすいと考えられる
- 他方、消費者に可能な限り安く保険を提供すべきとの観点からは、地域区分を細かくし過ぎると、システムコスト等の上昇により保険料が上昇することが懸念される
- 地域区分の設定にあたっては、これらの点を勘案して、消費者 の利益に資するものとなるよう留意する必要(※)

細分化における料率較差

- リスクアナウンスメント効果の観点からは、リスクの差をよりきめ細かく料率較差として反映した方が良いという考え方もある
- 一方、水災リスク情報におけるリスク較差をそのまま反映させると、高リスク地域に居住する顧客が保険に加入できなくなり、水災への備えが不足することが懸念される
- 高リスク契約者の保険の購入可能性にも配慮した料率体系とすることが適当と考えられる

保険会社に期待される取組み

- 細分化によるリスクアナウンスメント効果の実効性を高める観点から、損害保険会社においては、最新のリスク情報の収集に努め、引き続き水災リスクをはじめとする各種リスク情報の提供等に努める必要
- 水災料率細分化実施後の保険募集等に際しては、細分化の 考え方や料率適用の状況等について、顧客に対して丁寧な 説明を行うことが期待される

※上記の点等を踏まえると、損害保険会社が自社の料率算出の参考に用いる参考純率については、まずは市区町村等の行政区分を地域区分に活用することが考えられるが、その場合であっても損害保険会社が独自により細分化した地域区分を設定することは可能であり、自社の経営戦略の中で創意工夫により細分化を実施することも考えられる。